

知的所有権ニュース (2014年8月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

**三枝特許事務所**

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

立秋を過ぎたとは言え、連日残暑が続いておりますが、皆様いかがおすごでしょうか。暑い夏場が苦手な私ですが、体調を勘案しながら、業務をこなしています。皆様もくれぐれもご自愛ください。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。なお、送付時期が例年より2カ月ほど遅れてしまい、申し訳ございません。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。よろしくお願ひ申し上げます。 三枝

## 1. 特許法等の一部を改正する法律について

本年の5月24日に公布されました「特許法等の一部を改正する法律」のうち、**地域団体商標の権利主体として、従来の事業協同組合等に加えて、商工会、商工会議所、NPO法人が認められる**という改正事項の施行日は平成26年8月1日であり、既に施行されております。このように権利主体となりうる団体の範囲が拡大されたことにより、より広範囲に、また、効果的に地域ブランドが保護されることが期待されています。

また、商標法の審査基準については、上記改正事項に関するものは既に改訂されておりますが、これに加えて、色彩や音などの商標の審査基準の改訂が予定され、現在、具体的な審査内容について審議会において検討されているところです。実際に認められることとなる商標の種類については、今のところ、以下のようになっています。

- ・動き（特定の変化を呈する動画など）
- ・ホログラム（見る方向等によって異なる視認態様を現出する）
- ・輪郭のない色彩（商品等に表示される特定の色若しくはその組合せ）
- ・位置（商品等の特定位置に特定の態様で表示されるもの）
- ・音（久光製薬のCMで流れるようなメロディー）

## 2. 特許制度の解説「優先権について」

特許、実用新案、意匠、商標といった産業財産権では、「優先権」が利用されることがあります。特に、或る国の出願に基づいて他の国にも出願する場合には、多くの場合「優先権」の主張をします。

「優先権」には、パリ条約第四条に規定される優先権と、特許法第41条に規定される特許出願等に基づく優先権とがあります。前者をパリ条約上の優先権、後者を国内優先権と言うことがあります。

また、特許出願等において「優先権」を主張することにより、当該特許出願等に記載されている内容であって、優先権の基礎とされる出願（基礎出願若しくは先の出願）にも記載されていた内容については、権利化するための要件に関して、上記特許出願等が先の出願日において提出された場合と同じ効果を得ることができます。

パリ条約上の優先権の主張をすることができる特許出願等を出願できる期間は、基礎出願の出願日から特許・実用新案では12月、意匠・商標では6カ月の期間となります。

一方、国内優先権については、日本の先の特許出願を基礎として1年以内に日本の後の特許出願を行う場合にのみ主張できます。この場合、後の特許出願の出願人は出願された時点で先の特許出願の出願人と完全に一致している必要があります。

日本で特許出願したときに、外国にも出願したい場合には、12月以内に日本の特許出願を基礎としてパリ条約上の優先権を主張して外国出願を行います。この場合、外国出願に際しては、日本の特許出願に記載した内容だけでなく、さらに新たな内容を付け加えることも可能です。

優先権に関する最近の話題としましては、ヨーロッパ出願に関し、Poisonous Priority（有害な優先権主張）、Toxic Divisionals（有害な分割出願）と呼ばれるものがあります。

前者は、或るヨーロッパ特許出願を基礎として優先権を主張した別のヨーロッパ特許出願については、基礎となるヨーロッパ特許出願の請求項に記載された発明よりも広い発明を記載した場合、当該広い発明については優先権の主張の効果は得られず、しかも、基礎となるヨーロッパ特許出願が公開されてしまうと、当該広い発明の新規性が認められなくなるというケースです。後者は、他国の出願に基づいて優先権を主張したヨーロッパ特許出願を分割した場合、分割出願が優先権の認められる発明を対象とし、元のヨーロッパ特許出願が優先権の認められない発明を対象とする場合、元のヨーロッパ特許出願は、分割出願を先願として拒絶されることになるというものです。

なお、優先権の扱いについては、上記ヨーロッパ特許の場合だけでなく、国内優先権の場合においても種々の問題点があります。また、別の機会にご説明します。

#### 【連絡事項】

##### ・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成26年11月12日（水）：伊那商工会議所

平成26年12月19日（金）：飯田商工会議所

平成27年 2月 4日（水）：伊那商工会議所

##### ・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成26年 9月10日（水）：茅野商工会議所

平成26年10月21日（火）：テクノプラザおかや

平成26年12月16日（火）：テクノプラザおかや

平成27年 1月20日（火）：テクノプラザおかや

平成27年 3月11日（水）：茅野商工会議所

・弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

・弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導等の支援を行います。

・弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。